

(制定) 国空航第320号  
平成26年7月30日  
(最終改正) 国空安政第433号  
令和7年6月11日

航空整備士の外国ライセンスを日本の技能証明書  
に切替える場合の取扱いについて

標記については、以下のとおり取扱うこととする。

- 対象となる外国ライセンスは「米国政府発行のA&P」と「欧州航空安全機関(以下:EASAという)加盟国発行のCategory B1」とする。
- 航空経歴に関する書類を事前に提出しなければならない。  
提出先は以下のとおりとする。
  - 一等航空整備士(飛行機)又は一等航空運航整備士(飛行機)へ切替える場合は、国土交通省航空局安全部安全政策課整備養成監督係
  - 一等航空整備士(回転翼航空機)又は一等航空運航整備士(回転翼航空機)へ切替える場合及び二等航空整備士又は二等航空運航整備士へ切替える場合は地方航空局保安部運航課検査乗員係
- 一等航空整備士又は一等航空運航整備士の技能証明の場合
  - 航空経歴の取扱い  
提出書類により申請前の整備経歴が航空法施行規則別表第二の要件を充足していると認められれば、申請資格への切替えを認める。  
なお、A&Pの切替えの場合は、ライセンス取得後、A&Pを行使して実際に申請資格の業務範囲に係わる航空機の整備業務に6か月以上従事したことを証明するに足る書類(就業証明、訓練記録、パスポート等)を提示し、適当と認められた場合に限り切替えを認める。
  - 学科試験  
日本の技能証明書を保有していない者は「航空法規等」に合格していること。  
他の科目は免除する。
  - 実地試験  
基本技術(法規関係は除く)は免除し、実機による試験を行い、一等航空整備士は種類、等級及び型式、一等航空運航整備士は種類、等級及び必要により型式の限定を行う。  
実地試験科目等の詳細は「航空整備士実地試験要領」(平成18年5月31日制定

(国空乗第80号))に従って実施する。

#### 4. 二等航空整備士又は二等航空運航整備士の技能証明の場合

##### (1) 航空経歴の取扱い

提出書類により申請前の整備経歴が航空法施行規則別表第二の要件を充足していると認められれば、申請資格への切替えを認める。

なお、米国における整備士養成学校(Aviation Maintenance Technician School Certificate保有校に限る。)の期間も整備経歴に含むことができる。ただし、1年を上限とする。

##### (2) 学科試験

学科試験に関しては3の(2)と同じ。

##### (3) 実地試験

基本技術(法規関係は除く)は免除し、実機による試験を行い、種類、等級及び必要により型式の限定を行う。

実地試験科目等の詳細は「航空整備士実地試験要領」(平成18年5月31日制定(国空乗第80号))に従って実施する。

### 5. その他

#### (1) EASA加盟国についてはEASA ホームページにて確認する。

(<http://www.easa.europa.eu/links.php>)

#### (2) 米国政府又はEASA加盟国発行以外の航空整備士ライセンスの切替えについては、当該国又は当該機関のライセンス制度等を考慮し、その取扱いを決定する。

### 附則

1. この通達は、平成26年 7月30日から施行する。

2. 「米国政府が発行した航空整備士ライセンス(A&P)を日本の技能証明書に切り替える場合の取扱いについて」(平成12年8月14日制定(空乗第2125号))は、本通達の施行日をもって廃止する。

### 附則(令和4年3月29日 国空航第3037号)

この通達は、令和4年4月1日から施行する。

### 附則(令和5年9月29日 国空航第206号)

この通達は、令和5年9月30日から施行する。

### 附則(令和7年6月11日 国空安政第433号)

この通達は、令和7年6月11日から施行する。